

CISG-AC 意見第 2 号

「物品の検査と不適合の通知——第 38 条および第 39 条——」

(2004 年 6 月 7 日、ラポルトゥール：エリック・E・バーグステン名誉教授（米国ニューヨーク州、ペース大学ロースクール）)

本意見は、CISG-AC によって全員一致で採択された。

議長 ペーター・シュレヒトリーム (Peter Schlechtriem)

委員 エリック・バーグステン (Eric Bergsten)、ミヒヤエル・ヨアヒム・ボネル (Michael Joachim Bonell)、アレハンドロ・ガロ (Alejandro M. Garro)、ロイ・グッド (Roy M. Goode)、セルゲイ・N・レベデフ (Sergei N. Lebedev)、ピラー・ペラレス・ヴィスカシラス (Pilar Perales Viscasillas)、ヤン・ランバーグ (Jan Ramberg)、インゲボルグ・シュヴェンツァー (Ingeborg Schwenzer)、曾野裕夫 (Hiroo Sono)、クロード・ヴィッツ (Claude Witz)

事務局 ルーカス・ミステリス (Loukas A. Mistelis)

CISG 第 38 条

- (1) 買主は、状況に応じて実行可能な限り短い期間内に、物品を検査し、又は検査させなければならない。
- (2) 契約が物品の運送を伴う場合には、検査は、物品が仕向地に到達した後まで延期することができる。
- (3) 買主が自己による検査のための合理的な機会なしに物品の運送中に仕向地を変更し、又は物品を転送した場合において、売主が契約の締結時にそのような変更又は転送の可能性を知り、又は知っているべきであったときは、検査は、物品が新たな仕向地に到達した後まで延期することができる。

【意 見】

- 1 買主は、その状況に応じて実行可能 (practical) な限り短い期間内に、物品を検査しまたは検査をさせなければならないが、それを怠ったことに対する独立の制裁はない。しかし、買主がそれを怠り、検査をしていれば明らかになったであろう不適合が物品にあった場合には、第 39 条の通知期間は売主がその不適合を「発見すべきであった」時から進行を開始する。

- 2 物品の検査をすることが単に可能か否かではなく、実行可能であるかどうか、そ

していつの時点で検査をすることが実行可能といえるかどうかは、当該事案の状況による。多くの場合には、物品の受け取りの直後に検査をすることが商取引上実行可能である。劣化しやすい物品については、このことは通常あてはまるであろう。これに対して、複雑な機械のようなその他の場合には、外見的に観認できる損傷その他の不適合を除き、たとえばその物品が意図された用途に供されるまでは、物品を検査することが商取引上実行可能だとはいえないことがある。転売を予定されている物品であれば、通常、検査は転買人によってなされることが多い。第38条(3)は、また別の例について規定している。

- 3 隠れた瑕疵の検査期間は、不適合の兆候が明らかになった時点から進行を開始する。

CISG 第39条

- (1) 買主は、物品の不適合を発見し、又は発見すべきであった時から合理的な期間内に売主に対して不適合の性質を特定した通知を行わない場合には、物品の不適合を援用する権利を失う。
- (2) 買主は、いかなる場合にも、自己に物品が現実に交付された日から2年以内に売主に対して(1)に規定する通知を行わないときは、この期間制限と契約上の保証期間とが一致しない場合を除くほか、物品の不適合を援用する権利を失う。

【意見】

- 1 第39条の定める通知期間は、買主が不適合を発見した時、または「発見すべきであった時」から進行を開始する。買主が不適合を「発見すべきであった時」とは、第38条の定める物品の検査期間の満了時、または、検査をしなくとも明らかな不適合については引渡時のことを行う。
- 2 物品を検査しなくても不適合が明らかな場合を除いて、引渡し時から通知をする時までの総時間は、2種類の別々の期間からなる。すなわち、第38条に基づく物品検査の期間と、第39条の基づく通知をするための期間である。当該事案においてこれらの2種類の期間を合わせて单一の通知期間としてもよい場合であっても、

C I S Gは、これらの2種類の期間を区別し、別個に扱われるべきことを求めてい
る。

- 3 買主が不適合を発見し、または発見すべきであった時から後の、通知をするための合理的期間は、状況による。同日のうちに通知をすべき場合もあれば、それより長い期間が適切な事案もある。個々の事案の事情を考慮にいれずに、抽象的に、一定の固定された期間——たとえば14日間、1ヶ月等々——が合理的であるということはできない。考慮すべき事情のなかには、目的物の性質、瑕疵の性質、当事者の置かれている状況、そして、関連する取引慣習などが含まれる。
- 4 通知の内容には、買主が知りうる情報を含めなければならない。買主が不適合を詳細に特定する必要のある場合もあれば、買主は不適合があることの指摘しかできない場合もある。後者の場合には、症状を説明する通知さえあれば、不適合の性質を特定できたといえる。

(訳・曾野裕夫)

[訳者による注記]

ここに訳出したのは、CISG-AC Opinion no 2, Examination of Goods and Notice of Non-Conformity: Articles 38 and 39, 7 June 2004. Rapporteur: Professor Eric E. Bergsten, Emeritus, Pace University School of Law, New York の「注釈(Comments)」及び「別表」を除いた「意見(Opinion)」(いわゆる black letter 部分)の日本語訳である。「注釈」及び「別表」を含めた日本語訳は、「CISG-AC 意見第2号『物品の検査と不適合の通知——第38条および第39条——』」民商法雑誌134巻2号299頁(2006年)〔曾野裕夫訳〕として掲載されている。ただし、民商法雑誌掲載後に公表された CISG の政府公定訳に合わせて修正を加えた箇所がある(「実際上可能」「実際的」→「実行可能」)。